

令和 7 年度ダイオキシン類測定計画
(大気、公共用水域、地下水、土壌)

奈 良 県

令和7年度ダイオキシン類測定計画（大気）

1. 目的

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第26条に基づき、奈良県の区域に係る大気の測定について、必要な事項を定めるものとする。

2. 測定期間

期間は、令和7年4月から令和8年3月までとする。

3. 測定の内容

(1) 測定地点

測定地点数は表1のとおりである。

(2) 測定項目及び頻度

測定項目はダイオキシン類、測定頻度は年2回である。

(3) その他

測定方法等については、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（令和4年3月、環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室大気環境課）」に基づき実施する。

4. 測定実施機関

実施機関は奈良県及び奈良市である。

5. その他

その他本計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

表1 令和7年度市町村別測定地点数（大気）

No.	市町村名	地点数	測定機関
1	奈良市	2	奈良市
2	大和郡山市	1	奈良県
3	生駒市	1	
4	大和高田市	1	
5	天理市	1	
6	桜井市	1	
7	王寺町	1	
合 計		8	

令和7年度ダイオキシン類測定計画（公共用水域）

1. 目的

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第26条に基づき、奈良県の区域に係る公共用水域の水質及び底質の測定について、必要な事項を定めるものとする。

2. 測定期間

期間は、令和7年4月から令和8年3月までとする。

3. 測定の内容

(1) 測定地点

県内3水系9地点において実施する。

水系別地点数は表2のとおりであり、測定地点は別表のとおりである。

表2 水系別地点数（公共用水域）

水 系	奈良県	奈良市	国土交通省	水資源機構	水系別 合 計	合 計
大和川	0	2（2）	2	0	4（2）	9（6）
紀の川	0	0	1	0	1	
淀 川	4（4）	0	0	0	4（4）	
新宮川	0	0	0	0	0	

（ ）は底質地点数

(2) 測定項目及び頻度

測定項目は水質及び底質のダイオキシン類、測定頻度は年1回である。

※ 大和川水系の国土交通省調査地点の水質は年4回（但し、重点監視状態の地点（要監視濃度として、環境基準値の1／2を超えた地点）で、8回連続要監視濃度を下回った場合、年1回）実施する。

(3) その他

測定方法等については、「JIS K 0312」及び「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和4年3月、環境省水・大気環境局 水環境課）」に基づき実施する。

4. 測定実施機関

実施機関は国土交通省、奈良県及び奈良市である。

5. その他本計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

令和7年度ダイオキシン類常時監視（公共用水域）測定地点

（公共用水域）

番号	水 系	河川	地点	測定対象	測定機関
1	大和川	大和川	太子橋	水質	国交省
2	大和川	大和川	上吐田	水質	国交省
3	大和川	菩提川	菩提川流末	水質・底質	奈良市
4	大和川	富雄川	大和田橋	水質・底質	奈良市
5	淀川	笠間川(宇)	笠間川(宇)流末	水質・底質	奈良県
6	淀川	芳野川	木綿橋	水質・底質	奈良県
7	淀川	室生川	島谷取水口	水質・底質	奈良県
8	淀川	高寺川	高寺川流末	水質・底質	奈良県
9	新宮川	猿谷ダム湖	取水口	水質	国交省

令和7年度ダイオキシン類測定計画（地下水）

1. 目的

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第26条に基づき、奈良県の区域に係る地下水の水質の測定について、必要な事項を定めるものとする。

2. 測定期間

期間は、令和7年4月から令和8年3月までとする。

3. 測定の内容

(1) 測定地点

測定地点数は表3のとおりである。

(2) 測定項目及び頻度

測定項目はダイオキシン類、測定頻度は年1回である。

(3) その他

測定方法等については、「JIS K 0312」に基づき実施する。

4. 測定実施機関

実施機関は奈良県及び奈良市である。

5. その他

その他本計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

表3 令和7年度市町村別測定地点数（地下水）

No.	市町村名	地点数	測定機関
1	奈良市	2	奈良市
2	生駒市	2	奈良県
3	田原本町	1	
4	天川村	1	
5	川上村	1	
合 計		7	

令和7年度ダイオキシン類測定計画（土壌）

1. 目的

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第26条に基づき、奈良県の区域に係る土壌の測定について、必要な事項を定めるものとする。

2. 測定期間

期間は、令和7年4月から令和8年3月までとする。

3. 測定の内容

(1) 測定地点

測定地点は表4のとおりである。

(2) 測定項目及び頻度

測定項目はダイオキシン類、測定頻度は年1回である。

(3) その他

測定方法等については「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和4年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）」又は「土壌のダイオキシン類簡易測定法マニュアル（令和4年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）」に基づき実施する。

4. 測定実施機関

実施機関は奈良県及び奈良市である。

5. その他

その他本計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

表4 令和7年度市町村別測定地点（土壌）

No.	市町村名	一般環境	発生源周辺	合計地点数	測定機関
1	奈良市	1	0	1	奈良市
2	五條市	2	1	3	奈良県
3	河合町	1	1	2	
4	下北山村	1	1	2	
5	上北山村	1	0	1	
合計		6	3	9	